



# 近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年12月17日

令和7年9月1日にお知らせした以下の近畿ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、関係団体からの意見等を踏まえ検討を重ねた結果、審査上の取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたので、お知らせします。

## 【近畿ブロック取決事項】

### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	網膜色素変性に対するメコバラミン(メチコバール)の算定は原則として認められる。	網膜色素変性に対するメコバラミン(メチコバール)の算定は、効能・効果に示されている薬理作用が同様と推定されるため認められる。	
2	突発性難聴に対するデキストラン(低分子デキストランL注、低分子デキストラン糖注)の算定は原則として認められる。	突発性難聴は、内耳の血流障害が原因のひとつとして考えられており、当該医薬品は抹消循環を改善する効果が期待できることから、突発性難聴に対するデキストラン(低分子デキストランL注、低分子デキストラン糖注)の算定は、原則として認められる。	
3	メニエール病、めまいに対するメコバラミン(メチコバール)の算定は原則として認められる。	めまいに対するメコバラミン(メチコバール)の算定は、効能・効果に示されている薬理作用が同様と推定されるため、認められる。	

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

混合審査室 眼科・産婦人科審査課 (TEL:06-7712-4687)